

平成24年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成24年度9月補正予算関係)

未来づくり推進局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年9月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		未来戦略課	2
		鳥取力創造課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年7月20日専決)	広報課	8
	(4) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成24年7月30日専決)	県民課	9
第6号	長期継続契約の締結状況について	未来戦略課	11

補正予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
未来戦略課	461,703	2,173	463,876				2,173	
鳥取力創造課	469,656	5,000	474,656			5,000		
合計	1,206,774	7,173	1,213,947			5,000	2,173	

<説明>

未来戦略課

(新)鳥取県いじめ問題調査委員会運営事業(2,173千円)

鳥取力創造課

鳥取力創造運動推進事業(5,000千円)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

未来戦略課 (内線: 7650)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県いじめ問題調査委員会運営事業	0	2,173	2,173				2,173	
トータルコスト	0	2,978	2,978	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	連絡調整、委員会の設置・運営				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内学校現場におけるいじめによって、児童・生徒の重大な事故が巻き起こされた際、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置する。

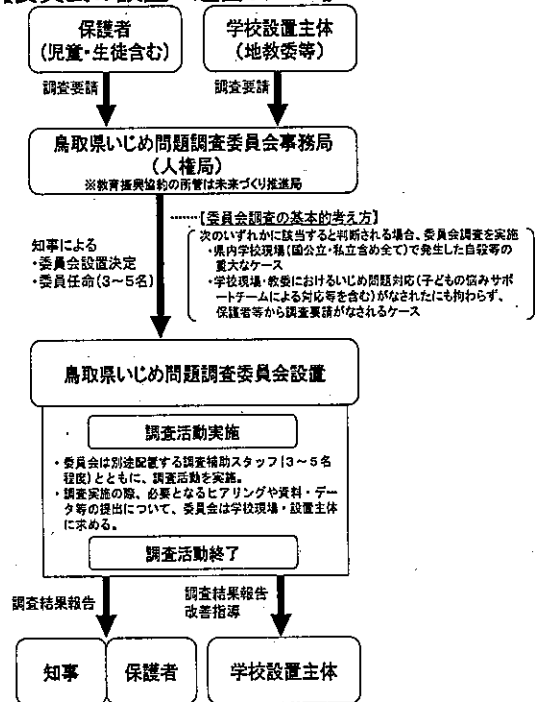
2 主な事業内容

鳥取県いじめ問題調査委員会の設置・運営 (委員会事務局は人権局に設置)

【委員会の概要】

設置形態	要綱による設置とし、案件毎に設置(臨時型)
委員数	5人以内 ※大学教授、弁護士、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置(5人以内)
委員任期	案件に係る調査が終了するまで
事務局	知事部局 (人権局)
調査対象	次のいずれかに該当すると判断される場合、委員会調査を実施 ① 県内学校現場(国公立・私立含め全て)で発生した自殺等の重大なケース ② 学校現場や教育委員会におけるいじめ問題対応(子どもの悩みサポートチームによる対応等を含む)がなされたにも拘わらず、保護者等から調査要請がなされるケース
活動内容	① 事実関係の調査・検証 ② 学校設置主体への改善指導

【委員会の設置・運営フロー】



3 これまでの取組状況、改善点

現在、社会問題化している学校現場におけるいじめ問題の解決に向け、本年3月に締結した「鳥取県の子どものための未来のための教育に関する協約」を8月31日付けで改訂し、総合的ないじめ対策に取り組むこととした。

【協約に位置づけたいじめ対策】

- ①鳥取県いじめ対策指針の改訂
- ②子どもの悩みサポートチームの設置
- ③教育・心理アンケート(QU)の実施
- ④メール等を活用したいじめ相談窓口の充実
- ⑤自殺等の重大事案が発生した場合、鳥取県いじめ問題調査委員会を設置

9月補正対応

鳥取県におけるいじめへの対応 (9月補正) 28,873千円

	第一次対応 いじめを許さない 地域・学校文化、学級づくり	第二次対応 いじめの早期発見・早期対応	第三次対応 事案が発生した場合の 迅速で誠意ある対応
家庭 地域	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育の重要性の再認識 家庭内での十分なコミュニケーション 見守り活動など地域で見守る体制 子育てサークルでの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの変化への気づき 学級、学年懇談会への積極的な参加 地域活動への親子での積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> PTAや地域の関係団体等との協議 信頼関係の再構築 地域ぐるみの対策
学校 学級	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する校内研修の実施等による一人一人の教員の意識改革 <ul style="list-style-type: none"> 「いじめ対策指針」を活用した研修 hyper-QUの活用に関する研修 いじめをゆるさない学級・学校づくり <ul style="list-style-type: none"> hyper-QUの実施とそれを活用した人間関係づくり 人権教育の充実 スクールカウンセラーの配置等相談 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見・早期対応 <ul style="list-style-type: none"> 担任、スクールカウンセラー等による親身な相談 hyper-QU等を活用し子どもの悩みを発見して個別の児童生徒へきめ細やかな指導を行い、いじめの解消に繋げる。 管理職を含めた教職員同士の情報共有 〇関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 警察、医療、児童相談所、等 	<ul style="list-style-type: none"> 〇学校全体での組織的な対応と説明責任(透明化) <ul style="list-style-type: none"> 被害、加害児童・生徒、保護者への対応 保護者説明会の開催 〇教育委員会との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ正確な事実関係の報告 〇加害児童生徒に対する適切な教育的指導
支援・指導			
市 町 教委	学校の取組への支援(いじめに関する研修の実施、いじめ対応の点検、相談体制の強化等)		<ul style="list-style-type: none"> 困難事案への指導主事の学校支援 学校の対応が不十分と判断される事案への関与 学校、保護者への対応
県 教育 委員会	<p>いじめ対策指針の改訂 平成19年1月に策定した「鳥取県いじめ対策指針」について点検を行い、より実効性の高い内容へ改訂を行う。 改訂時期：10月末まで</p> <p>hyper-QU(※) 1回分 ・小中学生：全ての児童生徒 ・高等学校：全日制1,2年生、定時制1～3年生の全生徒 ・特別支援学校：全ての児童生徒</p>	<p>hyper-QUを活用した児童生徒の状況把握 (9月補正：20,698千円) 学級満足度尺度などを把握する心理検査(hyper-QU)を活用し、子どもの悩みを発見して個別の児童生徒へきめ細やかな指導を行い、いじめの解消に繋げる。</p> <p>※アンケートにより学級満足度等を把握することで各生徒が集団内で置かれている位置を把握することができる調査。(いじめの有無を生徒に問うアンケートではない。)</p>	<p>子どもの悩みサポートチームの設置 学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応するため、必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者を構成員として個別支援チームを結成して、分析、評価を行いながら対応を検討し、解決を図る。</p> <p>チームの構成員：(想定) 弁護士、精神科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、学識経験者、警察、行政関係者等 ※検討する事例の内容に応じて、構成員を決定</p>
	<p>24時間いじめ相談電話等相談体制の充実 (9月補正：4,473千円)</p> <p>(1)「いじめ専用相談メール」の新設・相談窓口の周知 ※人権局にも「いじめ専用相談メール」を新設 ・県民への周知：新聞の広告 ・児童生徒への周知：カード配布 (2)夜間・休日いじめ相談電話・相談メール対応業務委託 ※緊急および深刻な相談内容については、受託者からの連絡に即応し、従来どおり教育センターが関係各部署と連携・指導にあたる。</p> <p>(3)連絡会議・研修会の実施 ・関係部署による連絡会議開催 ・いじめ相談への対応のための研修会の実施 ※いじめ相談に関わる部署が一層の連携を図り、それぞれの相談内容について日常的に情報を共有し、いじめの解消に繋げる。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> hyper-QUの活用に関する研修 家庭、地域の取組を推進するための啓発、広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 警察等関係機関と連携した対応 	
教育 振興 協約	<p>【第三次対応】 自殺者等の重大な案件が発生した場合の第三者機関の設置 (9月補正：2,173千円) いじめが原因と推定される重大な事故が巻き起こされた際、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行う。</p>		
知事 部局	<p>hyper-QUを活用した生徒の状況把握(私立学校、国立学校分) (9月補正：1,529千円)</p> <p>いじめ専用相談メールの新設(人権局) いじめ相談の連絡会議への参加 ※いじめ相談に関わる部署が教育委員会と一層の連携を図り、それぞれの相談内容について日常的に情報を共有し、いじめの解消に繋げる。</p>		<p>子どもの悩みサポートチームへの人的参加</p>

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

鳥取力創造課 (内線: 7248)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取力創造運動推進事業	319,728	5,000	324,728			(財産収入) 1,727 (繰入金) 3,273		
トータルコスト	347,084	5,000	352,084	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.4人	0.0人	3.4人	連絡調整、補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取力創造運動支援補助金の発展型について、当初想定していた以上に多くの申請をいただくとともに、審査会においても高い評価を得た取組みが多数あったこと及び本年度後半においても地域づくり活動の機運が高まっていることから、補助金の予算額を増額し、発展型の採択枠を拡大するものである。

2 主な事業内容

○鳥取力創造運動支援補助金「発展型」の三次募集の実施

募集内容: 5件程度 (1件限度額1,000千円、補助率3/4)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成24年度の鳥取力創造運動支援補助金では、二次募集までに112件を採択。
- ・現在、高い評価を得た取組みが多数あったこと及び本年度後半においても鳥取力創造運動の意欲が高まっており、この意欲をタイムリーに支援し、地域づくり活動を湧き立たせ「活力あんしん鳥取県」の取組みをさらに加速する必要がある。

(参考) 鳥取力創造運動支援補助金の状況

	スタートアップ型(新規)	スタートアップ型(継続)	発展型	ネットワーク型	ビジネスモデル創出型	募集期間
	限度額10万円 補助率10/10 採択件数	限度額10万円 補助率3/4 採択件数	限度額100万円 補助率3/4 採択件数	限度額200万円 補助率3/4 採択件数	限度額(別記) 補助率(別記) 採択件数	
一次募集	14件	15件	3件	2件	4件	3/19~ 4/16
二次募集	39件	18件	14件	3件	募集終了	5/17~ 6/15
三次募集	27件	17件	《追加募集》 5件	募集終了		(スタートアップ型のみ) 9/3~ 9/28
計	80件	50件	22件	5件	4件	

※三次募集は、採択予定件数

※「発展型」の三次募集については、議会議決後に実施する予定

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
				うち未来づくり推進局					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	497,760		497,760	24,772		24,772	5,445		5,445
2 給 料	2,953,450		2,953,450	167,490		167,490			
3 職員手当等	4,857,694		4,857,694	84,285		84,285			
4 共 済 費	1,188,476		1,188,476	67,384		67,384	823		823
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575						
7 賃 金	32,007		32,007						
8 報 償 費	194,033	1,714	195,747	7,783	1,473	9,256	4,008	1,473	5,481
9 旅 費	232,539	1,777	234,316	14,168	700	14,868	7,793	700	8,493
費用弁償	18,572		18,572	955		955	687		687
普通旅費	161,565	699	162,264	7,534		7,534	3,799		3,799
特別旅費	52,402	1,078	53,480	5,679	700	6,379	3,307	700	4,007
10 交 際 費	4,650		4,650						
11 需 用 費	490,724	4,712	495,436	49,933		49,933	2,719		2,719
12 役 務 費	520,769		520,769	151,783		151,783	2,858		2,858
13 委 託 料	3,358,645	58,530	3,417,175	239,090		239,090	84,241		84,241
14 使用料及び賃借料	581,447	809	582,256	8,489		8,489	1,282		1,282
15 工事請負費	969,614		969,614						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	109,762	3,954	113,716	436		436			
19 負担金、補助及び交付金	7,197,947	8,678	7,206,625	128,476	5,000	133,476	104,425	5,000	109,425
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	1,511,972		1,511,972	254,324		254,324	254,324		254,324
26 寄 付 金									
27 公 課 費	375		375						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	24,930,939	80,174	25,011,113	1,198,413	7,173	1,205,586	467,918	7,173	475,091
財 源 内 訳	国庫支出金	1,380,487	62,075	1,442,562					
	地方債	433,000		433,000					
	その他	2,585,287	5,000	2,590,287	430,451	5,000	435,451	429,845	5,000
	一般財源	20,532,165	13,099	20,545,264	767,962	2,173	770,135	38,073	2,173

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			未来づくり推進局 合 計			
	うち未来づくり推進局						
	2項 企画費			補正前	補正額	補正後	
	3目 計画調査費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	3,217		3,217	24,772		24,772	
2 給 料				167,490		167,490	
3 職員手当等				84,285		84,285	
4 共 済 費	480		480	67,384		67,384	
5 災 害 補 償 費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃 金							
8 報 償 費	3,665	1,473	5,138	7,783	1,473	9,256	
9 旅 費	6,390	700	7,090	14,168	700	14,868	
費用弁償	587		587	955		955	
普通旅費	3,039		3,039	7,534		7,534	
特別旅費	2,764	700	3,464	5,679	700	6,379	
10 交 際 費							
11 需 用 費	2,284		2,284	49,959		49,959	
12 役 務 費	2,623		2,623	151,783		151,783	
13 委 託 料	82,203		82,203	239,090		239,090	
14 使用料及び賃借料	942		942	8,489		8,489	
15 工 事 請 負 費							
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備 品 購 入 費				436		436	
19 負担金、補助及び交付金	102,975	5,000	107,975	136,811	5,000	141,811	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積 立 金	254,324		254,324	254,324		254,324	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金							
予 備 費							
計	459,103	7,173	466,276	1,206,774	7,173	1,213,947	
財 源 内 訳	国庫支出金						
	地方債						
	その他	429,831	5,000	434,831	430,451	5,000	435,451
	一般財源	29,272	2,173	31,445	776,323	2,173	778,496

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
2目 計画調査費	
負担金、補助 及び交付金	鳥取力創造運動支援補助金 5,000

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年7月20日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡琴浦町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金16,632円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成24年5月8日 イ 事故発生場所 倉吉市山根地内 ウ 事故の状況 鳥取県未来づくり推進局広報課所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入しようとする車両があったため、後退したところ、後方で停車中の和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成24年7月30日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 特例民法法人が一般財団法人又は公益財団法人に移行したことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 条例の概要 定義について定めた規定中、実施機関である財団法人鳥取県観光事業団及び財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会の名称を改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に抛出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が抛出している法人（財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、<u>一般財団法人鳥取県観光事業団</u>、<u>公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会</u>及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に抛出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が抛出している法人（財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人鳥取県観光事業団、<u>財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会</u>及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	未来づくり推進局未来戦略課	物品 保守	液晶ディスプレイ	1式	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	188,491	平成24年8月6日 ～平成29年8月31日	鳥取県統轄監室